

起 案 用 紙

【長浜市連合自治会】

起 案	平成 27年 7 月 1 日	文 書 番 号	分 類 コ ー ド	保 存 期 間
決 裁	平成 27年 7 月 6 日	第 一 号	C - 4 - 2	永 10 5 1 () 年 年 年 年 年
施 行	平成 27年 月 日			
決 裁	会 長	課 長	担 当 課	確 認 欄
			G L	SG L <input type="checkbox"/> 文書の表現 <input type="checkbox"/> 根拠法令等 <input type="checkbox"/> 日付・金額等 <input type="checkbox"/> ()
合 議				起 案 者 事務局 (内線 84-4347) 沢本 勘与 
【指示事項】				審 査 文書取扱主任 情報公開主任 総 務 課 公印管理者
取 扱 区 分	伺い・供覧・報告・例規 (: 第 号) ・指令・議案・その他 ()			

【件名】

長浜市連合自治会長浜地区ブロック会議の開催通知について

【起案の要旨】(結論を先に簡潔にまとめること。)

このことについて、長浜地区ブロック会議について、別添のとおり通知します。
なお、参考として連合自治会正副会長にも送付します。

記

1. 会議名 連合自治会長浜地区ブロック会議
2. 日 時 平成27年7月22日(水) 午後7時00分から
3. 場 所 長浜市役所西館3F 3-Bコミュニティルーム
4. 内 容 (1) 地域課題等について
(2) その他

平成27年7月3日

長浜市連合自治会
役員各位

長浜市連合自治会 会長 初山 一芳
" 副会長 橋本 良弘
〔公印省略〕

長浜地区ブロック会議の開催について（ご案内）

向暑の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先の第2回役員会にてご承認いただきました「ブロック会議」について、下記のとおり開催しますので、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

ブロック会議については、『防災』、『鳥獣害』、『自治会統廃合』を3つの課題とし、課題検討を行ってまいりたいと考えています。

ブロック会議については、別紙の要領で進めていきたいと考えておりますので、当日の会議を効率よく進行するため、事前に、貴連合自治会や単位自治会での『防災』、『鳥獣害』、『自治会統廃合』の各領域の課題等について、それぞれお考えいただいたうえで、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

何かとご多用のところ誠に恐れ入りますが、実りある会議にしたいと思っておりますので、趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時 平成27年7月22日（水）午後7時00分～
- 2 場所 長浜市役所西館3F 3-Bコミュニティルーム（裏面参照）
- 3 内容 ○地域課題等について
○その他
・連合自治会視察研修について
・まちづくり講演会における講師の選定結果について
- 4 報告先 電話：65-8722、ファックス：65-6571
メール：kyoudou@city.nagahama.lg.jp

※出欠について、7月16日（木）までに事務局へご連絡ください。

長浜市連合自治会事務局
長浜市市民協働部市民協働推進課内
〔担当；武田、沢本〕
TEL 65-8722（直通）
FAX 65-6571

長浜市連合自治会 長浜地区ブロック会議

- 1 テーマ 『防災』、『鳥獣害』、『自治会統廃合』の3つで検討します。
- 2 目的 長浜市連合自治会長浜地区ブロックにおける役員の情報交換により、それぞれの課題・問題点を共有し、知恵を出し合うことにより、今後の各連合自治会や各単位自治会活動の活性化につなげること。
- 3 手法 ワークショップ
長浜地区ブロック会議で、2班に分かれて協議します
第1班 : 1、2、3、4、5、6、7、8、9連合自治会
第2班 : 六荘、南郷里、神照、北郷里、西黒田、神田連合自治会

第1回ブロック会議での作業（7月22日（水））

- ①各連合、各自治会での課題・問題点の出し合い
 - ・役員のみなさんそれぞれに、ポストイット（糊付き付箋紙）に、あらかじめお考えいただいてきた課題・問題点を、1枚1件で書き入れていただきます。
- ②共通課題等の整理
 - ・記入済みのポストイットを、領域別、内容別に仕分けします。
- ③共有課題の話し合い
 - ・書き揚げた課題を話し合いのもと共有します。

※第2回ブロック会議までに、共有した課題の解決手法を各自お考えいただき、次回会議にご参加ください。

第2回ブロック会議での作業（10月中旬頃）

- ④第1回ブロック会議で共有した課題についての解決手法を検討
 - ・役員同士で知恵を出し合い、解決手法を検討・協議します。
- ⑤アクションプラン（案）を作成
 - 共有課題の解決の担い手を自助・共助・公助に分け
 - ・自助・・・単位自治会で解決できる課題
 - ・共助・・・連合単位で広域的に解決できる課題
 - ・公助・・・市・県・国など公が解決できる課題
 - 共有課題について、役員それぞれが各連合や各自治会に持ち帰って実践できるアクションプラン（行動計画）を作成します。

まとめ（全体報告会まで）

アクションプランを基に、報告書を作成します。

全体報告会（時期未定）

連合自治会役員会（40人）で、各ブロックでのブロック会議の結果報告を行い、情報共有を図ります。
市や関係機関へ提言・要望します。